

濃厚接触者に係る特定や行動制限の変更について

令和4年7月22日
福祉保健局

✓ 保健所業務の重点化や社会経済活動の推進の観点から、濃厚接触者の特定等の取扱いを変更（R4.7.22国通知）

これまでの取扱い（R4.3.29から7.21まで）		変更後の取扱い（R4.7.22～）	
区分	濃厚接触者の特定	濃厚接触者の特定	行動制限
①同居家族	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 (現行の取扱いと同様) 	<ul style="list-style-type: none"> 待機期間は5日間 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査
②ハイリリスク施設 (医療機関、高齢・障害者施設)	<ul style="list-style-type: none"> ハイリリスク施設は、必要に応じて、訪問による積極的疫学調査を実施 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 施設において濃厚接触者リストを作成し、保健所が確認 	<ul style="list-style-type: none"> ハイリリスク施設は、必要に応じて、訪問による積極的疫学調査を実施 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 施設において濃厚接触者リストを作成し、保健所が確認 	<ul style="list-style-type: none"> 最終接触日から7日間 ・4日目、5日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※ 集中検査のためのキットを活用
②-2ハイリリスクに準じる施設(注1) (高齢・障害児者の通所、訪問系事業所)	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況や地域の実態等を踏まえ、保健所が効率的・効果的な方法により確認 	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況や地域の実態等を踏まえ、保健所が効率的・効果的な方法により確認 (現行の取扱いと同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※ 集中検査のためのキットを活用
③保育所等(注2)			<ul style="list-style-type: none"> 以下の対策を管理した上で、従事可 (a) 通常の接触の場合 一定期間（目安として7日間）の体調管理、ハイリリスク行動回避、マスク着用等の実施 (b) 感染対策なしに陽性者と食事 一定期間（5日間程度）の外出自粛等の感染対策、自主的な検査(自費検査)の実施 ※いずれの場合も有症状は受診
④事業所 (ハイリリスク施設を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者を特定せず ※ただし、クラスター発生など更なる感染対策が必要な場合、保健所による調査や感染対策の協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者を特定せず ※ただし、クラスター発生など更なる感染対策が必要な場合、保健所による調査や感染対策の協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等外で濃厚接触者となった保育所等従事者 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ・毎日の検査陰性で従事可 ※ 集中検査のためのキットを活用
⑤同居・職場以外	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所が濃厚接触者を特定・連絡 陽性者から濃厚接触者に伝達 (現行の取扱いと同様) 	<ul style="list-style-type: none"> 待機期間は5日間 ・2日目、3日目の検査陰性で待機解除 ※自費検査

(注1) 通所施設等について、国通知では「事業所」に分類されているが、都では「ハイリリスクに準じる施設」として、陽性者が1名発生した段階から濃厚接触者の特定や行動制限を行う。

(注2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ